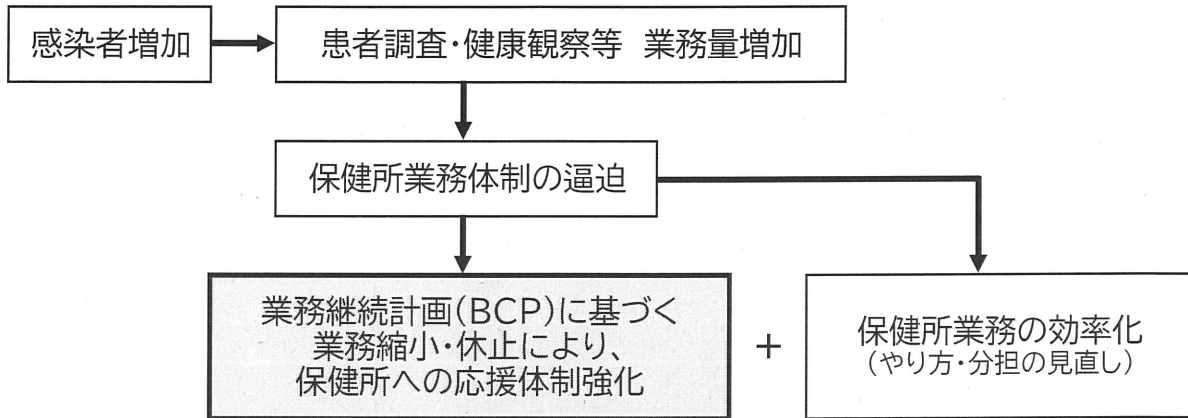


業務継続計画(BCP)に基づく保健所体制の維持について

1. 保健所業務の維持



感染拡大時において、一部で市民サービスの低下を伴うことも想定されるものの、市民の生命及び健康を保護し、適切な医療に繋げることを最優先するため、業務継続計画(BCP)を適用し、保健所業務を維持する。

2. 業務継続

「岡山市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」に準じて、通常業務のうち、市民生活や社会経済活動に多大な影響を与えるおそれのある業務などは「継続業務」とする一方、その他の業務を「縮小業務」と「休止業務」に分類し、感染状況や社会状況等を総合的に考慮しながら、必要な業務を継続しつつ、保健所応援体制を強化するための人員を確保する。

<参考> 「岡山市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」(H29.1月)
表3 発生時における業務継続等の方針について

フェーズ	I	II	III	IV	V	VI
新規感染者数	15人以下	16~30人	31~50人	51~150人	151~300人	301人以上
自宅療養者数	50人以下	51~110人	101~200人	201~800人	801~1600人	1601人以上
業務継続計画	—	—	—	—	適用	適用

※新規感染者数、自宅療養者数は直近1週間の1日平均人数で、いずれかの人数が基準に達した場合にフェーズ移行。

○ フェーズVにおける対応

業務継続計画において、「休止業務」に分類される業務を中心に、感染状況や社会状況等を総合的に考慮しながら、休止する業務を選定し、応援体制の拡充を図る。適用範囲は柔軟に対応。(例)図書館、公民館、施策企画立案、各種統計調査、研修などの休止

○ フェーズVIにおける対応

業務継続計画において、「縮小業務」・「休止業務」に分類される業務を中心に、感染状況や社会状況等を総合的に考慮しながら、縮小・休止する業務を選定し、応援体制のさらなる強化を図る。適用範囲は柔軟に対応。

業務継続計画(BCP)に基づく公民館・図書館の臨時休館について

1月21日(金)以降の公民館・図書館については、当面の間、臨時休館とする。

【休館する施設】

○公民館全館(37館)

- ・ただし、市民サービス窓口業務等については、継続。

○市立図書館全館(10館)

- ・ただし、予約図書の受渡については、継続。

1月21日以降の学校教育活動・学校施設開放事業について

1月21日以降の学校教育活動・学校施設開放事業については、当面の間、以下のとおりとする。

【学校教育活動について】

○校外行事（宿泊を伴う行事を含む）や学習発表会等の校内行事は、延期または中止とする。

○授業においては、これまで感染対策を講じたうえで実施していた音楽の合唱等、感染リスクの高い学習活動は、行わないこととする。

○部活動については、原則休止とする。

※上位大会につながる公式戦・大会に参加する場合にのみ、該当の部活動については、主催者の感染防止のためのガイドラインを遵守するとともに、感染防止対策を講じたうえでの参加を認める。

※公式戦・大会における負傷・事故防止等のための必要最低限の活動を除く。

※他校との練習試合等、校外での活動は実施しない。

【学校施設開放事業について】

○部活動の休止に伴い、学校施設開放については、中止とする。